

現場技術業務委託契約書 新旧対照表

改正後	現 行	備考
<p>現場技術業務委託契約書 (略)</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第三十条 1～5 (略)</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣の決定する率」という。)</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第四十六条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第三十条の規定による前払金があったときは、受注者は、第三十八条、第三十九条、第四十条第1項又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第三十三条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>財務大臣の決定する率</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第三十七条、第四十二条又は第四十三条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第三十条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第三十三条の規定による部分引渡しがあったときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第三十八条、第三十九条、第四十条第1項又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>財務大臣の決定する率</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第三十七条、第四十二条又は第四十三条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第四十七条 1～4 (略)</p> <p>5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>財務大臣の決定する率</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>現場技術業務委託契約書 (略)</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第三十条 1～5 (略)</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第四十六条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第三十条の規定による前払金があったときは、受注者は、第三十八条、第三十九条、第四十条第1項又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第三十三条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第三十七条、第四十二条又は第四十三条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第三十条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第三十三条の規定による部分引渡しがあったときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第三十八条、第三十九条、第四十条第1項又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第三十七条、第四十二条又は第四十三条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第四十七条 1～4 (略)</p> <p>5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p>